

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会
電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の全ての役員及び職員に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、会計責任者とする。

(電子取引の範囲)

第4条 本会における電子取引の範囲は次の事項とする。

- (1) 電子メールを利用した請求書等の授受
- (2) クラウドサービスを利用した請求書等の授受
- (3) E D I 取引

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、次条に定めるデータについては、保存サーバー内に10年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は次のとおりとする。

- (1) 見積依頼情報
- (2) 見積回答情報
- (3) 確定注文情報
- (4) 注文請け情報
- (5) 納品情報
- (6) 支払情報

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は次のとおりとする。

- (1) 管理責任者 会計責任者
- (2) 処理責任者 会計職員

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は取引情報訂正・削除申請書（様式第1）に次の内容を記載の上、管理責任者へ提出しなければならない。

- (1) 申請日
- (2) 取引伝票番号
- (3) 取引件名
- (4) 取引先名
- (5) 訂正・削除日付
- (6) 訂正・削除内容
- (7) 訂正・削除理由
- (8) 処理担当者名

2 管理責任者は、前項申請書の内容について正当な理由があると認める場合のみ承認をする。

3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに、取引情報訂正・削除完了報告書（様式第2）を作成し、管理責任者に提出しなければならない。

5 第1項及び前項の書類は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、保存期間が満了するまで保存する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

様式第 1 （第 9 条関係）

取引情報訂正・削除申請書

下記の電子取引情報について、訂正・削除の必要が生じたため申請いたします。

申 請 日	年 月 日
対 象 フ ァ イ ル 保 存 場 所	
取 引 伝 票 番 号	
取 引 件 名	
取 引 先 名	
申 請 区 分	☐ 訂正 ☐ 削除
訂 正 ・ 削 除 日 付	年 月 日
訂 正 ・ 削 除 内 容	
訂 正 ・ 削 除 理 由	
処 理 担 当 者	

承認の可否

☐ 承認 ☐ 不承認

承認日

年 月 日

管理責任者

様式第 2 （第 9 条関係）

取引情報訂正・削除完了報告書

年 月 日付けで承認のあった電子取引情報について、訂正・削除が完了したことを報告します。

訂正・削除完了日	年 月 日
取引伝票番号	
取引件名	
取引先名	
処理区分	☐ 訂正 ☐ 削除
処理内容	
処理担当者名	